

地域主権改革に伴う介護保険サービス事業等の基準条例の制定について

1 経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）（以下、「一括法」）」による介護保険法等の改正に伴い、従来厚生労働省令で定めることとされていた次の基準を都道府県（中核市）又は市町村の条例で定めることとされました。

豊田市においても当該条例を制定し、第1次・第2次一括法分については平成25年4月1日から、第3次一括法分については平成26年4月1日からの施行となります。施行日以降の「介護保険サービス事業等の人員、設備及び運営等の基準」は、国の基準省令ではなく、『豊田市条例』となりますのでご確認ください。

2 豊田市において条例化した基準

(1) 第1次・第2次一括法分

法	条例化した基準	条例施行日
介護保険法	指定居宅サービス等の事業の人員、設備、運営、申請者の法人格の有無に係る基準	H25.4.1
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営、申請者の法人格の有無に係る基準	
	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営、申請者の法人格の有無に係る基準	
	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営、申請者の法人格の有無に係る基準	
	指定介護老人福祉施設の人員、設備、運営に係る基準	
	介護老人保健施設の人員、施設、設備、運営に係る基準	
	指定介護療養型医療施設の人員、設備、運営に係る基準	
老人福祉法	指定介護老人福祉施設・指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準	H25.4.1
	養護老人ホームの設備、運営に係る基準	
社会福祉法	特別養護老人ホームの設備、運営に係る基準	H25.4.1
	軽費老人ホームの設備、運営に係る基準	

(2) 第3次一括法分

法	条例化した基準	条例施行日
介護保険法	指定居宅介護支援等の人員、運営、申請者の法人格の有無に係る基準	H26.4.1
	指定介護予防支援等の人員、運営、申請者の法人格の有無に係る基準	
	地域包括支援センターの職員に係る基準及び員数、基本方針等	

3 制定した条例・規則

- ・豊田市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例
- ・豊田市指定居宅サービスの事業等において整備する記録を定める規則
- ・豊田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例
- ・豊田市養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・豊田市養護老人ホーム等において整備する記録を定める規則

4 豊田市の独自基準

基本は厚生労働省令で定める基準と同一内容で基準条例を制定。ただし、次の3点について独自基準を設定。

(1) 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）の居室定員（参酌基準）

対象施設等	特別養護老人ホーム・指定介護老人福祉施設 ※ユニット型、地域密着型を除く
国の基準	1人。ただし、入所者へのサービス提供上、必要と認められる場合は2人とすることができる。
独自基準	1人。ただし、 <u>市長が必要と認めた場合は、4人以下</u> とすることができる。
独自基準の考え方	特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進を基本とする。ただし、低所得の入所者や待機者の状況等に配慮し、市長が特に必要と認める場合には、例外として4人以下も可とする

(2) 暴力団排除（従うべき基準）

対象施設等	指定居宅サービス・指定介護予防サービス・指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービス・指定居宅介護支援・指定介護予防支援 ※申請者基準が条例委任されたもの
国の基準	申請者は法人であること
独自基準	申請者は法人 <u>(暴力団を除く。)</u> であること
独自基準の考え方	豊田市暴力団排除条例の方針を受け、申請者等基準に暴力団排除の規定を追加

(3) 記録の保存（参酌基準）

対象施設等	全サービス
国の基準	サービス提供に関する記録の保存年限 ⇒ 完結の日から2年
独自基準	サービス提供に関する記録の保存年限 ⇒ 完結の日から <u>5年</u>
独自基準の考え方	利用者のサービス向上及び報酬請求の適正化を図る観点から、保存年限を延長する